

グローバル・ロボティクス株式ファンド (年2回決算型)

追加型投信／内外／株式



Global Robotics Equity Fund

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
 - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
 - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
 - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)
- <受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「グローバル・ロボティクス株式ファンド(年2回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2015年7月17日に関東財務局長に提出しています。
- 有価証券届出書の届出の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。効力の発生の有無については、委託会社のホームページで確認いただけます。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|---------------|------------------------------|------|-----------------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 株式 | その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) | 年2回 | グローバル (含む日本) | ファミリー ファンド | なし |

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

| | |
|------------------------|------------------|
| 委託会社名 | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 設立年月日 | 1959年12月1日 |
| 資本金 | 173億6,304万円 |
| 運用する投資信託財産の 合計純資産総額 | 11兆6,465億円 |
| | (2015年4月末現在) |

ファンドの目的

主として、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場されているロボティクス関連企業の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

1 世界各国の株式の中から主にロボティクス関連企業の株式に投資を行ないます。

- 今後の成長が期待されるロボティクス関連企業の株式を中心に投資を行なうことにより、中長期的な信託財産の成長をめざします。
- 産業用やサービス用などのロボットを製作する企業のみならず、ロボット関連技術であるAI(人工知能)やセンサーなどの開発に携わる企業も投資対象とします。
- 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。

2 銘柄選定は、株式のアクティブ運用に注力するラザード社が、徹底した調査に基づき行ないます。

- 株式運用に強みを持つ米国の資産運用会社、ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシー(ラザード社)が「グローバル・ロボティクス株式マザーファンド」の運用を行ないます。

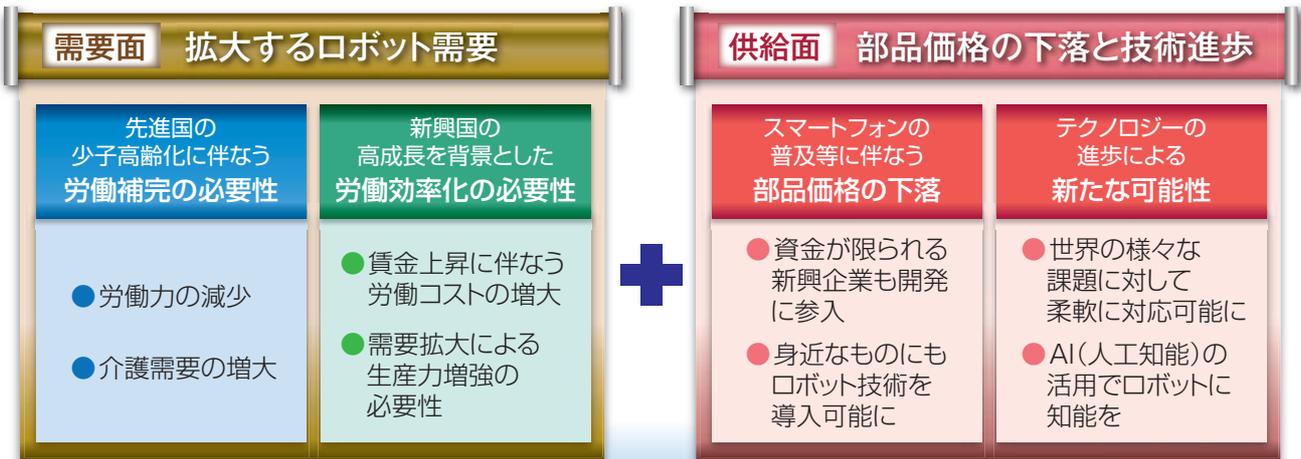
3 年2回、決算を行ないます。基準価額水準が1万円(1万口当たり)を超えている場合には、分配対象額の範囲内で積極的に分配を行ないます。

- 毎年1月20日、7月20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- ※ 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

加速度的な成長が期待されるロボット業界

- ロボット業界は、少子高齢化や労働コストの増大などを背景とした需要面と、部品価格の下落や技術の進歩を背景とした供給面からの後押しを受けて、新たな市場を切り開く成長産業として注目が集まっています。
- 足元では、各国でロボット支援の政策が打ち出されているほか、大手IT企業によるロボティクス関連企業のM&Aが相次ぎ、業界への人材・資金の流入が加速しているなど、ロボット業界の注目は日増しに高まっています。



力強い成長が期待されるロボティクス関連企業

※上記はイメージ図です。

今後の社会ではロボットが課題解決手段に

- 今後の社会においては、ロボットが「人のサポート役」、もしくは「人の代替役」として活躍することで、世界の様々な課題に対するソリューションとなると考えられます。

ロボットが解決へ導く世界のさまざまな課題



※上記は例であり、写真および図はイメージです。また、関連企業の当ファンドへの組入れを約束するものではありません。

急速な発展を見せる「IoT」と「AI」

- 足元でIoT(モノのインターネット化)が次々と進められていることに加え、現在のAI(人工知能)は“人工知能50年来の革命*”と言われるほどに飛躍的に進歩しつつあります。
 - これらはロボットとの関係性も深く、技術力の進歩、部品の低価格化に加えて、ロボットが更に活用されるための土台が整いつつあると見られます。
- *人工知能という言葉は1956年に誕生しました。

社会構造の変化に繋がるIoTとAI

IoT あらゆるモノをインターネットに接続

パソコンやサーバー、プリンタ等のIT関連機器に接続されていたインターネットをそれ以外の様々な“モノ”に接続する技術のこと。

“モノ”をインターネットにつなぐことにより、以下が実現されます。

離れたモノの状態を知る

離れたモノを操作する



ロボットにIoTを適用することで、ロボットの状況等を適宜把握して操作することが可能に

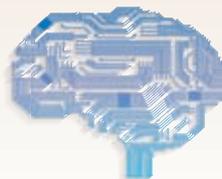
※上記はイメージ図です。

AI 人間と同じように学び、考える

人間の脳が行なっている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステムのこと。

人工知能50年来の革命“ディープラーニング”

ディープラーニングとはAIの手法の一種で、人間の頭脳を構成する無数の神経細胞のメカニズムを模倣したニューラルネットワークを何層も重ねたものです。同手法によりAIの性能は急速に進化しています。



AIの主な機能

- 論理的な推論を行なう
- 経験から学習する
- ビッグデータの解析

など

ロボットの頭脳となるAIの進化を受けて更に広がるロボットの可能性

国際競争力を高める切り札「第4次産業革命」

- 世界の製造業では、ロボットやAI、IoTといった最新の技術を駆使して、すべての工程を人の手を介さずに自動化する「第4次産業革命」に注目が集まっています。
- 第4次産業革命では、AIが工場内のロボットなどに対して最適な指示を出していき、工場全体の生産効率を高めるとされています。さらに工場同士をネットワークでつなげ、製品の設計から部品の調達、流通までのすべてをAIが管理することで、生産コストを大幅に削減することが出来ると期待されています。

産業革命の変遷



※上記はイメージ図です。

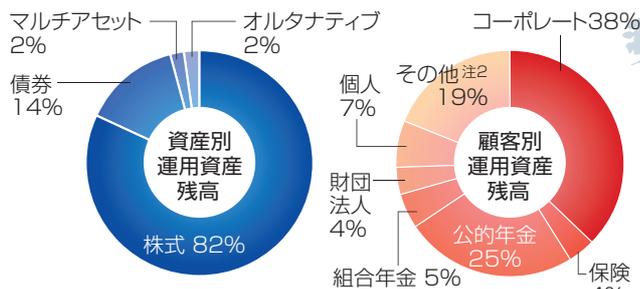
ラザード社のご紹介

LAZARD
ASSET MANAGEMENT

- ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシー（ラザード社）は、米国・ニューヨークを拠点とする資産運用会社です。160年超の歴史を持つ投資銀行であるラザード・フレール・アンド・カンパニー・エルエルシーの資産運用部門として1970年に設立されました。
- 株式運用の中でもアクティブ運用に注力しており、機関投資家や公的年金などを主な顧客として、資産運用業務を行なっています。

■ ラザード社の概要 ■ （2015年3月末現在）

株式運用に注力



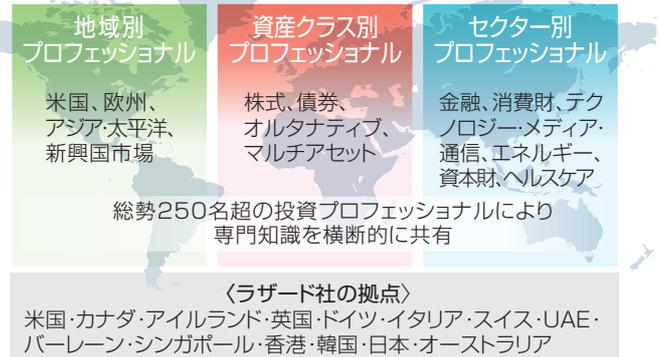
<運用資産残高^{注1}> 1,800億米ドル(約21.6兆円)

注1:運用資産残高は、投資一任契約を含むラザード・グループの運用委託資産合計です。
 注2:その他には、ミューチュアル・ファンド等の顧客を含みます。
 ※上記数値は四捨五入しておりますので、合計が100%とならない場合があります。

運用資産残高には、ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシー（ニューヨーク）およびその子会社の運用資産が含まれますが、Lazard Frères Gestion/Parisや、ラザード・リミテッドのその他の運用事業の資産は含まれていません。換算為替レートは1米ドル=120.12円（2015年3月末現在）。

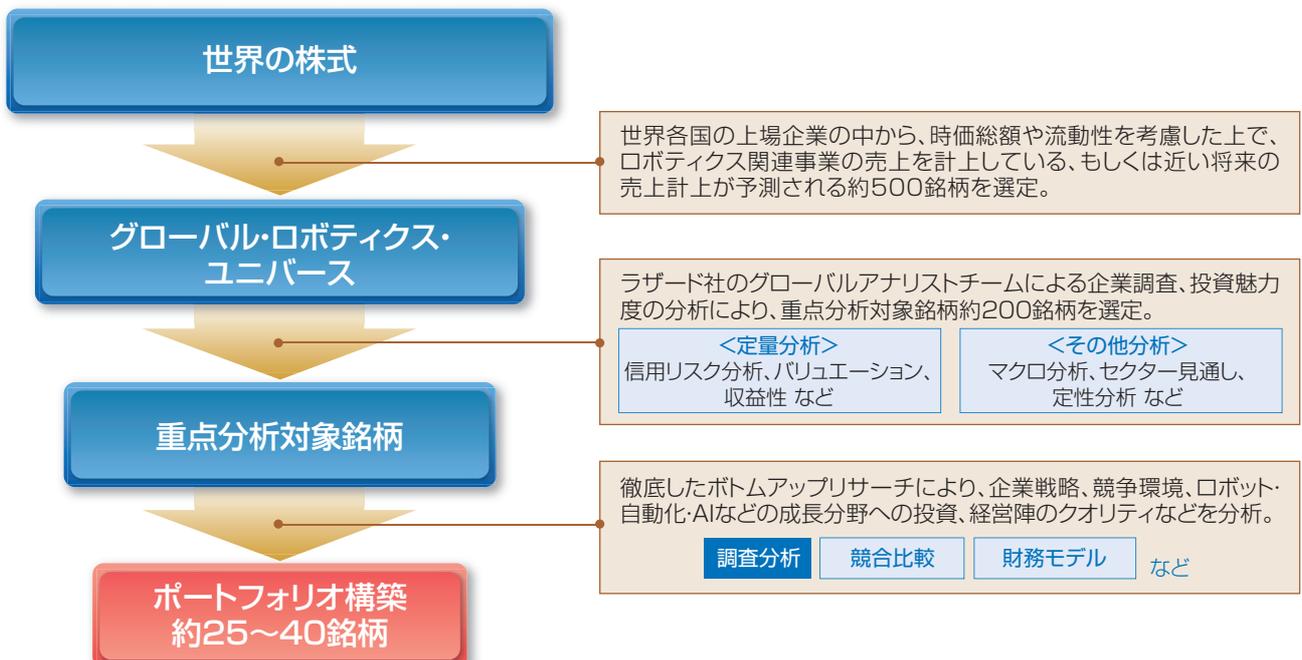
※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

世界14カ国を拠点に、充実した調査・運用体制



運用プロセス

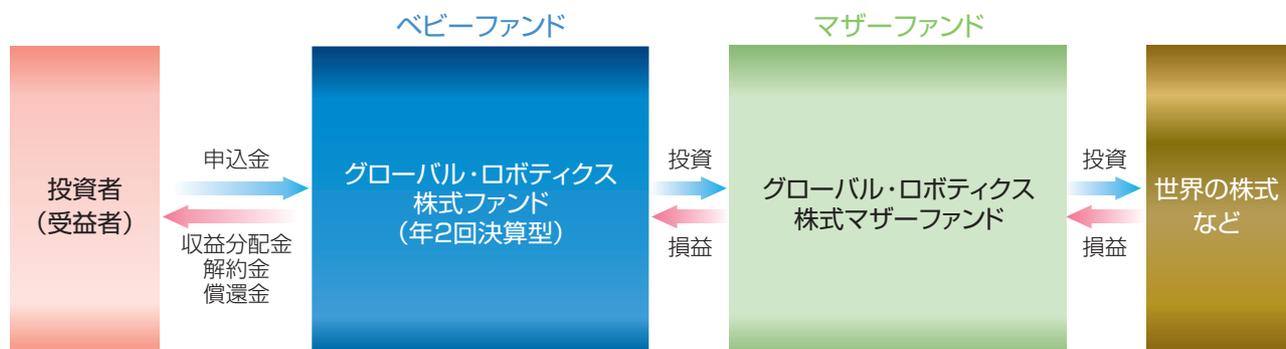
■ 当ファンドの主な投資対象であるマザーファンドの運用を行なうラザード社の運用プロセスは以下のとおりです。



※上記は2015年5月末現在の運用プロセスであり、将来変更となる場合があります。
 ※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



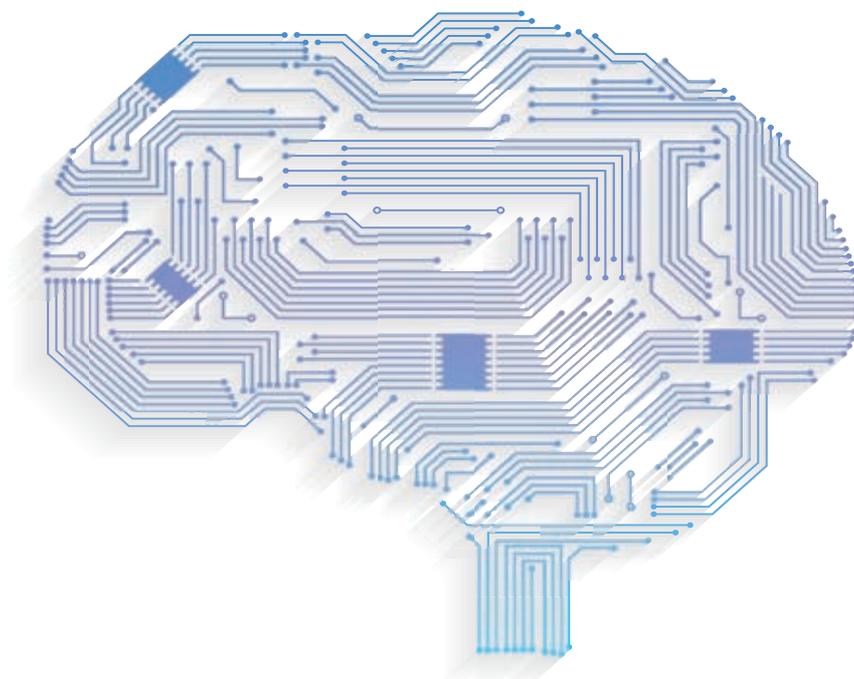
〈主な投資制限〉

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

〈分配方針〉

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。基準価額水準が1万円(1万口当たり)を超えている場合には、分配対象額の範囲内で積極的に分配を行ないます。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

- 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク(取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク)を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

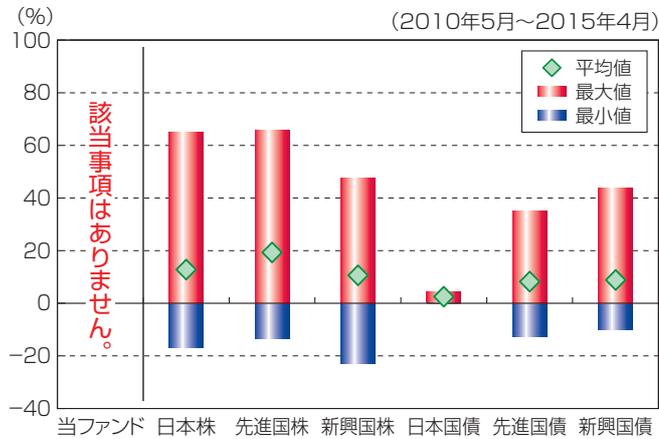
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2015年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|--------|--------|--------|------|--------|--------|
| 平均値 | - | 12.8% | 19.1% | 10.5% | 2.4% | 8.2% | 8.8% |
| 最大値 | - | 65.0% | 65.7% | 47.4% | 4.5% | 34.9% | 43.7% |
| 最小値 | - | -17.0% | -13.6% | -22.8% | 0.4% | -12.7% | -10.1% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2010年5月から2015年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率がないため、表示していません。

<各資産クラスの指数>

日本株 ……東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 ……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 ……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

日本国債 ……NOMURA-ボンドパフォーマンスインデックス国債

先進国債 ……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 ……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

ファンドの運用は、2015年8月31日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | <当初申込期間> 1口当たり1円 <継続申込期間> 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | <当初申込期間> 当初申込期間の最終日(2015年8月28日)の販売会社所定の時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを申込受付分とします。 <継続申込期間> 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 |
| 購入の申込期間 | <当初申込期間> 2015年8月3日から2015年8月28日まで <継続申込期間> 2015年8月31日から2016年10月20日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 購入・換金申込不可日 | 販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金制限 | ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。 |
| 信託期間 | 2025年7月22日まで(2015年8月31日設定) |
| 繰上償還 | 次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| 決算日 | 毎年1月20日、7月20日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年2回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。 |
| 当初設定上限額 | 1,000億円 |
| 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| 公告 | 電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス http://www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。 |

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--|
| 購入時手数料 | 購入時の基準価額に対し3.78%(税抜3.5%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|--|-------------------------------|--|--|--|----|------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|--------------|------|---|------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.9008%(税抜1.76%) 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p style="text-align: center;">＜運用管理費用の配分(年率)＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">委託会社</td> <td style="text-align: center;">販売会社</td> <td style="text-align: center;">受託会社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.76%</td> <td style="text-align: center;">0.85%</td> <td style="text-align: center;">0.85%</td> <td style="text-align: center;">0.06%</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">販売会社</td> <td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受託会社</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p> | | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 | | | | 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 1.76% | 0.85% | 0.85% | 0.06% | 委託会社 | 委託した資金の運用の対価 | 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 | 受託会社 |
| 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1.76% | 0.85% | 0.85% | 0.06% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の 費用・手数料 | 諸費用 (目論見書の 作成費用など) | ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 売買委託 手数料など | 組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.54(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|---------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円(2016年以降、年間120万円)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2015年7月17日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



A series of 25 horizontal dashed teal lines spaced evenly down the page, providing a template for handwriting practice.

nikko am